

令和7年4月1日

入札参加者の遵守事項

桶 川 市

入札参加者は入札及び工事の施工、委託業務の履行等にあたっては、次の事項を遵守し安全かつ適正な工事の完成、業務の完遂につとめてください。

1 独占禁止法等関係法令の遵守

- (1) 入札参加者は、桶川市契約規則、契約約款、仕様書、図面、桶川市競争入札参加者心得、公告並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）などに抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守すること。
- (4) 労働、廃棄物等のその他関係法令を遵守すること。

2 労働者の福祉向上と労働災害の防止

労働者の適正な賃金及び労働時間等による雇用・労働条件の改善のほか、健康の保持、社会保険等への加入、福利厚生の上に努めるとともに、労働災害の防止には特段の注意を払い必要な対策を講じること。

3 市内業者の活用

- (1) 市は市内業者の活性化を図っており、受注者は工事の一部を他の建設業者に施工させる場合は、できる限り市内業者の選定をするよう努めること。
- (2) 建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないような公正な取引を確保するよう努め、建設資材の調達や建設機械の購入・借入等においても、できる限り市内業者を選定するよう努めること。

4 下請契約の適正化

- (1) 工事の適切な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適切な選定、雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めること。
- (2) 下請契約の価格は、工期、支払方法、材料費、労務費及び法定福利費等の要素を考慮した合理的な算出方法に基づき、下請業者と十分協議して決定すること（→下請中小企業振興法）。また、下請代金の支払いにあたっては、下請代金支払遅延等防止法の規定に基づき適正な時期及び方法により行うとともに、禁止行為に留意すること。
- (3) 受注者は、建設業法第22条（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第14条の規定が適用されることを留意すること。）に規定する一括下請行為又は各契約約款に規定する再委託等に抵触する行為を行ってはならない。

5 工事用車両の事故等の防止

- (1) 工事関係車両の交通事故防止、建設機械の保管及び運行管理等を適正に行い交通安全管理を徹底すること。
- (2) 工事資材等の運搬については過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる建設資材納入業者からの資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めること。
- (3) 埼玉県粒子状物質排出基準を満たさない車両及び不正軽油は使用しない、また、電波法違反となる不法パーソナル無線等を搭載した車両は使用しないなど、適正な車両を使用するよう努めること。

6 公共工事における施工体制台帳の作成・提出

公共工事については、下請契約を締結する全ての元請業者が、その下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出すること。

7 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。
- (2) 1件あたりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を契約締結後1か月以内に契約担当課に提出しなければならない。
- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対して、本制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により、本制度の促進に努めること。また、下請業者の規模が小さく事務処理能力が不十分である場合は、元請業者において出来る限り下請業者の建設業退職金共済制度の受託に努めるものとする。
- (4) 工事に従事する労働者については、賃金を支払うごとに雇用日数に応じた共済証紙を共済手帳に貼り付けるものとする。また、労働者の便宜を図るため工事現場事務者での貼り付けに努めるものとする。
- (5) 共済証紙の受け払いを明確にするために、共済証紙受払簿及び共済手帳受払簿を備えるものとする。
- (6) 共同企業体（JV）で工事を請け負った場合の共済用紙の購入は、原則として各構成員の事務所がそれぞれの工事分担比率に応じて共済用紙を購入するものとする。
- (7) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約担当課に提出した受注者は、請け負った工事が完了したときは、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」により契約担当課に提出しなければならない。
- (8) 受注者は、建退共の組合支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象労働者への周知をすること。

8 工事現場への技術者の適正な配置

- (1) 1件の請負金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するにあたっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。
- (2) 元請業者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者を配置しなければならない。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。
- (3) 主任技術者又は監理技術者は、当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。
- (4) 建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の営業所専任技術者を置かなければならない。
- (5) 営業所専任技術者は「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」とされており、配置された営業所に常駐していなければなりません。従って、営業所専任技術者を工事現場の現場代理人、主任技術者及び監理技術者との兼務は原則できません。

9 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の提出

建設業法の規定により、建設業者は経営事項審査を受けることが義務づけられ、経営事項審査を受けていない業者は桶川市発注の工事を請け負うことができなくなる場合があるので毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受けること。

10 暴力団等から不当請求及び工事妨害を受けた場合の報告義務

建設工事の請負等、発注者と締結したすべての契約において、その契約履行に関し暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係業者から不当要求及び工事妨害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察に報告すること。